

### 葬祭場等設置事業計画書

平成 29 年 6 月 30 日

(宛先) 川崎市長

事業者 住所 川崎市高津区北見方一丁目10番3号  
氏名 戸張 晶康  
電話 [REDACTED]

[法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]

川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱第6条第2項の規定により、次のとおり提出します。

葬祭場等の名称	(仮称) 戸張晶康様集会所新築工事		
葬祭場等の位置	川崎市高津区北見方一丁目 126 -1		
葬祭場等の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 葬祭場 <input type="checkbox"/> 遺体保管所 <input type="checkbox"/> エンバーミング施設 <input type="checkbox"/> その他( )		
工事種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 使用方法の変更 ※使用方法の変更の場合、変更前の用途( )		
建築物の概要	敷地面積	168.10 m <sup>2</sup>	高さ 6.750 m
	建築面積	110.20 m <sup>2</sup>	構造 鉄骨造
	延べ面積	209.62 m <sup>2</sup>	階数 地上2階・地下0階
葬祭場等の概要	葬祭場等の床面積	209.62 m <sup>2</sup>	葬祭場等部分 地上2階・地下0階
	工事着手予定	H29年12月1日	工事完了予定 H30年11月30日 (設置予定)
	標識設置予定	H29年7月10日	説明会実施予定 H29年7月29日
問い合わせ先	住所	厚木市戸田1406番地6	
	氏名	(株)ア・スペースデザイン 秋山 晋一      電話 046 ( 229 ) 1588	
	担当者	吉井	
【添付書類】	<input checked="" type="checkbox"/> 案内図 <input checked="" type="checkbox"/> 配置図 <input checked="" type="checkbox"/> 各階平面図 <input checked="" type="checkbox"/> 立面図 <input checked="" type="checkbox"/> 断面図 <input checked="" type="checkbox"/> 葬祭場等に関する維持管理計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 葬祭場等維持管理責任者選任届・誓約書 <input type="checkbox"/> その他( )		

※ 備考



○施設整備基準について

	項 目	対 応 策 (要 旨)
施 設 整 備	(1) 自動車及び自転車駐車場について	自動車：近隣のコインパーキングを利用する 自転車：計画敷地内(3台)利用する
	(2) 敷地に接する道路について	川崎市道(幅11.6m)建築基準法第42条1項1号道路に接道している
基 準	(3) 隣地境界線までの距離及び緑化について	外壁から隣地境界線まで0.55m離し植木を設置し、直接隣地から見えないようにする
	(4) 葬祭場等の外観等について	景観に配慮し、近隣に調和する外装仕上げとする

注1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 協議担当課と協議を行う場合は、第一面に規定する添付書類を添付して行ってください。なお、添付書類以外の書類の提出を求める場合があります。

3 事業者の氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)の記入を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

(第2号様式)

葬祭場等に関する維持管理計画書

平成29年6月30日

(宛先) 川崎市長

住 所 川崎市高津区北見方一丁目10番3号  
氏 名 戸張 晶康  
電 話 [REDACTED]

[ 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 ]

川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱第6条第2項の規定により、次のとおり提出します。

## 1 維持管理計画

### ○施設の設置運営に関すること

<b>1) 花輪の設置場所等に関すること</b>
花輪の設置は行いません  ※花輪の敷地内設置のこと
<b>2) 通夜・告別式等の実施方法等に関すること</b>
斎場の適切な運営により、敷地内で実施する  ※葬儀の受付、参列、見送り等のスペースの敷地内確保のこと
<b>3) 遺体及び棺の搬入出に関すること</b>
搬出入部分は前面及び近隣住宅から直接見えないように配慮を行う (搬出入口が見える隣地境界部に5mの高さの既存鉄板壁が隣地側にあり、直接搬入出状況が見えないようになっている) ※外部から視認されない措置のこと
<b>4) 防音・防臭対策に関すること。</b>
防音：過度の拡声装置等は設置しない。窯業系防火サイディング t=16、+LGS+PB等により、内部騒音を減衰させる 防臭：少煙、少臭の線香等を使用し、排気については、住宅のない南側壁面に排気口を設置し、近隣住民へ配慮を行う ※音や臭いについて、近隣住民等への配慮のこと
<b>5) 交通渋滞の防止対策に関すること。</b>
利用者には公共交通機関の利用を促し、近隣の渋滞の原因とならないように努める  ※会葬者等に対する自動車の使用制限に関する案内のこと
<b>6) 遺体の保管方法に関すること。</b>
専用冷蔵庫による保存を行い、適切な管理を行う  ※ドライアイス・冷蔵庫等の遺体を保管する方法のこと